

平成21年9月1日

鮭釣獲調査参加の皆様へ

荒川サケ有効利用調査委員会
委員長 中倉虎治

鮭釣獲調査と狩猟解禁に於ける事故防止対策について（お願い）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、荒川サケ有効利用釣獲調査にご応募いただき、誠に有難うございます。

お陰様を持ちまして、11月10日から12月20日までの期間、調査事業が展開される運びとなりました。

早速ではありますが、折しも**当該地域が狩猟許可区域**であり**11月15日は‘狩猟の解禁日’**と重なることとなり、地元猟友会の方々並びに管理行政機関とも協議を重ねて参りました結果、下記の内容により決定致しましたのでお知らせいたします。

釣獲調査参加者の身の安全を最大限に配慮し協議決定致しましたので、**内容を熟読のうえルール**の遵守と**ご協力をお願い申し上げます。**

記

- 1、調査期間 平成21年11月10日～12月20日（41日間）
- 2、調査河川 1級河川 荒川
- 3、調査区間 上流：磐梯朝日大橋（花立頭首工）の下流300mから
下流：高速道路橋まで
- 4、調査時間：（原則）午前7時～午後4時（受付：午前6時～午後2時）からとなっておりますが、**地元猟友会との協議**で下記により**ルールを設けました**のでご理解とご協力をお願い致します。

※ **協議に基づく、取決め事項を別紙(次ページ)に記載致しましたのでご協力をお願い致します。**

取決め事項

- ① 狩猟解禁日前の立入禁止のため鮭釣獲調査参加者は「11月10日～11月14日」村上市地内国道7号線荒川橋から下流の荒川河川敷内に、下見調査その他の立ち入り目的を含めて終日立ち入り禁止とする。
- ② 狩猟解禁中の立入禁止のため鮭釣獲調査参加者は「11月15日～11月20日」、村上市地内国道7号線荒川橋から下流の荒川河川敷内に「午前10時以前」は、立ち入り禁止とする。
- ③ 期間以後「11月21日～12月20日」鮭釣獲調査参加者は、村上市地内国道7号線荒川橋から下流の荒川河川敷内に「午前8時以前」は、立ち入り禁止とする。
- ④ 釣獲調査参加者は、明るく目立つジャンパー（委員会より貸与）を着用し、ゼッケンを携行する。
- ⑤ 釣獲調査参加者には、狩猟期間である旨の告知看板を要所に設置し注意を喚起する。
- ⑥ 釣獲調査参加者が地元猟友会と調査委員会で取り決めたルールに違反した場合は、ゼッケン番号を調査委員会に連絡し、委員会はそれに対処する。
- ⑦ 当ルールは、平成21年度に限るものであり来年度以降は行政当局、猟友会ならびに荒川サケ有効利用調査委員会の三者協議により実施するものとする。

以上のことから、区間内への立入りは定められた時間を遵守し、全区間に於いても午前7時まで河川敷内には絶対に入らないでください。定められた時間以外での釣りのポイント調査、特に日の出前や事前の下見等も絶対に行わないでください。

なお、グループ参加の代表者は、以上の事項を必ず同伴者に伝えて頂きますよう、お願い致します。

上記の取決め事項に従わないで、万一事故が発生しても当調査委員会としては一切責任を負い兼ねますので、あらかじめご了承ください。

以上

お問合せ先：荒川サケ有効利用調査委員会
所在地：新潟県村上市荒島144-24
事務局（荒川漁業協同組合内）
Tel 0254-62-1125